

○不破消防組合立入検査証票規則

昭和43年5月1日規則第8号

改正

昭和48年4月1日規則第7号

平成2年3月13日規則第1号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の規定による次の各号に掲げる消防職員が携帯する証票は、別紙様式のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項又は法第4条の2第1項の規定によりあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他の関係のある場所に立ち入る場合
- (2) 法第16条の5の規定により指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所に立ち入る場合
- (3) 法第34条第1項の規定により災害原因及び損害を調査する場所に立ち入る場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第7号）

この規則は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成2年3月13日規則第1号）

この規則は、平成2年3月13日から施行する。

別記様式

【表】 横 8. 5 cm

第 号
消防法の規定による立入検査証
階 級
氏 名
生年月日
平成 年 月 日
不破消防組合 管理者 氏 名

縦
6
cm

【裏】

- 1 この証票は、消防法第4条第1項又は同法第4条の2第1項の規定によりあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所に立入る場合、同法第16条の5の規定により指定数量以上の危険物を貯蔵し若しくは取り扱っていると認められるすべての場所に立入る場合又は同法第34条第1項の規定により災害原因及び損害を調査する場所に立入る場合に携帯し関係者に示すこと。
- 2 この証票は他人に貸与してはならないこと。
- 3 消防職員でなくなったときは、この証票を直ちに返却すること。